

ワシントン大学留学記

～本ではわからないことを経験しよう～

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐 野仲 松男

1. はじめに

2003年7月から2005年6月末までの2年間、米国ワシントン州シアトルにあるワシントン大学のロースクールに留学し、米国の知的財産権制度について勉強する機会をいただきました。私にとっては、1998年から2000年のWIPO勤務（ジュネーブ）に続き二度目の海外生活でしたが、ヨーロッパとアメリカでは生活も文化も違いますし、今回は、自分が「学生」という身分だったり、ローファームにお邪魔して民間の実務を見学させていただいたり、子供達が現地の学校に通うようになったり、家族ぐるみでつきあう友人ができたりと、WIPOのときとはまた違った経験が沢山できました。

留学については、これまで多くの方が素晴らしい報告を書かれており、今さら私がという感もありますが、留学を通じてどんなことが「体験」できるのか、少しでもご紹介できたらと思い執筆を引き受けました。皆さんが期待されているような「カタイ」内容ではないかも知れませんが、かなり勢いにまかせて書いた部分もありますが、仕事の間の息抜きと思って、寛大な気持ちでお付き合いいただければ幸いです。

2. ロースクール雑感

留学の1年目は、ワシントン大学のロースクールで知的財産権法の修士課程（IP LL.M.）を履修しま

した。米国のロースクール制度については、以前、福田さんが大変詳しく紹介されている（福田聡「知的財産留学」特技懇229号）ので、ここではごく簡単にだけ説明しますと、米国のロースクールは、他の文科系・理科系学部を卒業した方々が、弁護士などの法律家になるために入学してくる学校で、MBA養成のためのビジネススクールと同様、プロフェッショナル・スクールと呼ばれるカテゴリーに入ります。ロースクールの中心プログラムはJ.D.（ジュリス・ドクター）という3年間の課程で、J.D.取得後は州毎に行われる司法試験（bar examination）を受けて法曹資格を得ることになります。ドクターとは名が付いていますが、法学系の第一学位であり、その上にLL.M.（修士）、Ph.D.（博士）の専攻課程が設けられています。私たち日本の審査官のほとんどは法学の学位を持っていませんが、ワシントン大学のロースクールのように、審査官としての経験を考慮し、J.D.相当としてLL.M.への入学を認めてくれる大学もあり、私もその恩恵にあずかってLL.M.への入学を認められたという訳です。

実際にロースクールに入って気付くことは、Tax LL.M.（税法の修士課程）を除き、LL.M.では留学生比率が非常に高いこと、一方、J.D.では留学生が少ないだけでなく、白人比率が非常に高いことです。ワシントン大での統計は見つかりませんでしたが、全米の法曹の90%近くが白人であることが、これを裏付けています¹⁾。まだまだ、この分野は白人中心の社会であることが分かります。

i) ABA（アメリカ法曹協会）の統計（<http://www.abanet.org/minorities/links/2000census.html>）による。

若干話がそれでしたが、学生の構成の違いは、クラスの雰囲気の違いに表れます。J.D.での成績（GPAと呼ばれる4点満点評価の加重平均値が使われます）は、卒業後の就職に大きく影響するという事情もあるのですが、J.D.の学生間の競争はLL.M.よりずっと厳しいように感じました。内容の専門性という点では、LL.M.の方が高度であることは間違いありませんが、言語の面だけを考えても、ネイティブ中心のJ.D.の講義に、留学生がついていくのは実際にはかなり厳しいと思います。

LL.M.のときに履修できなかった講義も聞いてみよう、LL.M.修了後の2年目には、民事訴訟法などのJ.D.の一年生向けの講義をいくつか聴講してみました。いわゆるソクラティック・メソッドによる講義で、教官が座席表に従って学生を指名し、質問に答えさせながら授業が進むのですが、彼等はまた法律の素人で留学生の私から見てもの外れな回答が続出します。最初は面白がって見ていたのですが、回を追う毎に発言がしっかりして来るのが分かります。思えばこの素人集団が、3年後には、法律家のように考え、法律家のように発言するようになるのですから、ロースクールというのは大したものなのかも知れません。

ロースクールの教科書は、ケースブックと呼ばれる判例を集めたスタイルのものが一般的です。最近のケースブックでは、注釈付きのものが主流になってはいるものの、日本の教科書のような体系だった解説があるわけではないので、漫然と判例を読んでいくだけでは、何が論点なのかさっぱり分からないこともあります。実際のクラスでは、生徒達に次々と質問を浴びせかけ、答えさせていくことで、その判例において何が論点なのかを理解させるだけでなく、自ら論点を抽出するイシュー・スポッティングの能力や、抽出された論点に対し自分なりの答えを論理的に導く力を身につけさせているのです。このような指導法からも、ロースクールが、単に知識だけを植え付けるためだけの学校ではなく、実践的な能力を備えた実務家を養成するための学校＝プロフェッショナル・スクールであることが良く分かります。

LL.M.向けの講義では、レクチャースタイルが中

心ですが、それでもリーディング・アサインメント（ケースブック等の読書課題）をきちんとこなして、何が論点なのか自分なりに考えてから望まない、授業がチンプンカンプンになるのは同じです。しかし、ネイティブだって読み切れないのではないかなと思うような量が宿題に出されることもしばしば。正直に打ち明けると、ちょっとズルをして判例の要約や参考書の解説だけに頼ってしまったことも実は何度もありました。それでも諦めてしまって全く何も読んで行かないよりは、100倍ぐらい良いと思っています。できる範囲で何とか折り合いを付けていくのも、ロースクールで生き延びて行くには必要なことだと思います。

LL.M.の時に、もう一つ心がけたことは、自分の得意な分野の授業では、1時間に一度は発言をすること。的外れな質問をしてしまって、後から恥ずかしくなることも度々ありましたが、聞いているだけではアメリカまで来た甲斐がないと思ってしつこく続けました。その甲斐あってかどうかは分かりませんが、LL.M.が終わる頃には、アメリカ人やインド人の学生からも、レポートや試験の問題についてMatsuoはどう思うのか教えてくれと質問されたりす



LL.M.の卒業記念パーティ（筆者は最上段右）

るようにもなりました。LL.M.の修了時には、Outstanding Studentとして表彰していただきました。客観的に見れば、大した賞ではありませんが、私にとっては、かけがえのない記念になりました。

3. アメリカ人の基礎教育

今回の留学には、家族も連れていきました。大学での勉強の「効率」だけを考えれば、単身で留学した方が良いと思いますが、家族連れだからこそ体験できるアメリカもあります。

渡米当時、子供達は上から小学校2年生、幼稚園年長、幼稚園年少だったのですが、幸運なことに、3人とも一緒に通える、教会系の私立の小学校（幼稚園併設）を見つけることができました。日本人の先生方もいらっしまったので、我が家の子供達は、1年目は日本語と英語を半日ずつ、2年目は英語を主体に勉強させてもらうことができました。

1年目、私は夕方まで大学の図書館で翌日の予習等をした後帰宅し、夜にかけて子供達の英語の宿題を手伝っていたのですが、これがなかなかしんどい。英語はそれなりに勉強してきたという自負があったのですが、大人とは使う単語が全然違います。知らない単語もかなり出てきますし、簡単な単語の簡単な文章なのに意味が取れないときすらありました。父親の威厳の問題もありますし、間違った発音を教えるはいけないので、まず一人で辞書を引いてから、子供達に教えるという形になり、子供達の宿題を全て終える頃には、いつも9時、10時。そこから、大学でこなし切れなかった自分の宿題を始めるのですから、ベッドに入れるのはいつも2時頃という日々が続きました。

しかし、子供達の宿題を二年間、一緒にやり続けたおかげで、いろいろなことを学ぶことができました。例えば、皆さんはカエルが英語で何と鳴くかご存じですか。ネズミや小鳥はどうでしょう。私は知りませんでした。子供の本には沢山の動物が出てき

ますし、擬音語・擬態語も多い。子供と一緒に学校のテキストを読んでいくと、カエルはcroak、ネズミはsqueak、小鳥はchirp、peep、tweetなどと鳴くことが分かります。更に、これらの単語は動詞として、人間がしわがれ声やキーキー声で話すといった場面で使われることもあり、童話などの雰囲気盛り上げるのに一役買っています。そんな単語、大人は使わないよとおっしゃるかも知れませんが、こういう基本的な単語の中から、アメリカの子供達は英語の語感、音感を身に付けていくのだと思います。これはほんの一例で、他にもたくさんの基本的な表現を知ることができ、良い勉強になりました。

また、子供達の学校には、phonicsという、綴り字と発音の関係を教える授業もありました。これは大変興味深いもので、子供の教科書を初めて読んだときには、目から鱗が落ちる思いがしました。それまでは、英語の綴りは不規則で丸暗記以外に読み方が分かる方法はないと思っていたのですが、phonicsを勉強して英語の綴りにも意外なほど規則性があることを知りました。

例えば、英語の母音a, e, i, o, uには、短母音になる場合と、長母音になる場合があり、長母音の場合、その発音は、エイ(a) アイ(i)など、そのアルファベットの名称になります(例: ate, she, like, told, use)。そして、音節が「無音のe」で終わる場合、その前の母音は長母音になるという規則があります(例: cake, bike, gene, bone, tune)。これだけでもかなり、知らない単語を発音するときの助けになります。phonicsのおかげで、我が家の子供達は、英語の本の意味が分からなくても読むことはできてしまいます。日本でも、もっと取り入れると良いのにと真剣に思っていましたⁱⁱ⁾。

子供達の学校が、たまたま教会系だったため、キリスト教の教育というものも経験しました。3年生になると理科の勉強が始まるのですが、教科書のタイトルからして、“Exploring God's World”(神様の世界の探求)なのです。内容を見ると、個々の説明

ii) ご興味のあるかたは、<http://english.glendale.cc.ca.us/phonics.rules.html>などをご覧ください。



長女の理科と社会の教科書（写真出典：A Beka Book HP）

は極めて正確で科学的なのですが、ところどころに、このように精緻な仕掛けを創られた神様は素晴らしいといった内容の記述がちりばめられています。まして国語にあたるリーディングのテキストがキリスト教を色濃く反映したものであることは言うまでもありません。真面目にキリスト教を信じている科学技術先進国アメリカ。私には、不思議に思えるのですが、アメリカ人は特に矛盾しているとは思わないようです。

愛国心の教育というのも非常に大切にされていました。歴史の授業では、最初にアメリカ建国の立て役者達について学ぶのですが、中でも建国の父であるワシントンは、偉大な英雄として別格扱いされています。また、国旗（星条旗）の大切さも強調されています。集会では、プレッジ（pledge to the flag）と呼ばれる儀式があり、アメリカの国旗と国に対して忠誠の誓いを立てていました。アメリカのような多民族国家をまとめていくためには、やはり、愛国心を強調する以外にはないのかなと感じました。

学校で行われる行事の数々も、アメリカという国を知る良い機会です。ハロウィーンは日本でも有名ですが、セントパトリックデーに、みんな何かしら緑色の服を身につけていく習慣などはあまり知られていないのではないのでしょうか。学校主催のポットラックパーティやボランティア活動への参加も、アメリカ人の素顔が見えて良い経験になります。

ロースクールでの付き合いは、大人の付き合い。

知識水準が高いので、日本人にも気をつけて付き合ってくれますが、その分彼等の本当の姿は見えにくいという面があります。その点、子供達の学校での付き合いには容赦がありません。家族を連れていったことは、遠回りであるかも知れませんが、生のアメリカの姿と、アメリカ人の考え方のルーツを知るととても良いきっかけを作ってくれたと思います。

4. ローファームでの体験

1年目のLL.M.のときに、Patent Prosecutionという特許の取得実務について学ぶ講義を受けたのですが、そのときに講師をされていた関係で、特許弁護士のMr. Carlsonとお近づきになりました。更にMr. Carlsonは、私のワシントン大学での恩師である竹中俊子教授と大変懇意にされていたということもあり、機会ある毎に声をかけていただいて、ローファームでの仕事ぶりを見学させていただきました。しつこいほど頻繁に見学に訪れたおかげで、興味深い経験が沢山できましたので、ローファームでの経験についても少しだけお話しさせていただきたいと思えます。

ちなみにMr. Carlsonは、USPTOで3年間審査官をされていた経験があり、その間に夜学でロースクールに通って弁護士になられた方です。その後、テキサス・インスツルメントでの勤務を経て、現在のローファームに移られました。なお、現在Mr. Carlson氏がパートナーを務めるSeed IP, LL.C.は、知財関係案件だけを専門に扱うプティック・ファームで、約30名の弁護士が在籍しています。

（人材育成に対する考え方）

ある日Mr. Carlsonと雑談をしていると、USPTOで新人研修を受けたときの話をしてくれました。研修のはじめに、何のためにUSPTOに来たのか全員聞かれたとき、彼は優秀な特許弁護士になるためUSPTOに勉強をしにきたと答えたそうです。日本でしたら、入庁早々何を言い出すんだとお叱りを受けそうなところですが、それを聞いた教官は、「それはとても良いことだ。USPTOの実務を知ってい

る弁護士が増えることは、お互いの仕事をスムーズにする。」と言ったのだそうです。日米における雇用の流動性の違いもあるとは思いますが、アメリカの懐の深さを改めて感じた話でした。

(コスト意識)

米国の弁護士の方々の仕事を見ていて気付くことは、彼等の時間に対するコスト意識の高さです。彼等は顧客に対し、基本的に時間単位で費用を請求します。その請求額が高額であることについては、いろいろな批判があるとは思いますが、彼等はその分非常に時間を大切にします。

まず、決断が非常に早い。若いアソシエートの弁護士達は、パートナー弁護士の指導を受けながら仕事をしていますが、パートナー弁護士は、アソシエートの話が信頼できると判断した場合には、細かい部分は聞かずに、そこはまかせたからと言い切って、もっと説明したようなアソシエートを尻目に、問題となりそうな部分のみチェックしてどんどん指示を出していきます。

判例のアップデート等の最新情報を仕入れるのにも、仕事前、早朝7時半くらいからの弁護士向けセミナーに参加したり、ランチ付きのセミナーを活用したりするなど、時間の使い方に無駄がありません。ローファーム内でも、定期的にランチ持ち寄りで技術グループ単位の勉強会を開いていました。

クライアントの社長とぎりぎりまでランチを共にしたため飛行機の時間に遅れそうになり、10分近い道のりを全力疾走していくMr. Carlsonの姿を見たこともありました。50歳になって全力疾走する弁護士ということ自体驚きですが、とにかく時間をぎりぎりまで使って仕事をするという点が、印象に残りました。

(Blackberry)

また、効率的な業務という意味では、米国の弁護士の多くが、NTPとの特許訴訟ⁱⁱⁱ⁾でも話題になった



BlackBerryの端末 (写真出典: RIM社 HP)

Research in Motion (RIM) 社のBlackBerryと呼ばれる無線電子メールサービスを利用していたことに興味を覚えました。BlackBerryのサービスは、写真にあるような小型のキーボード付き携帯端末を使い、外出先でも職場のメールシステムとシームレスに接続可能なことが特徴です。重たいノートパソコンを持ち運ぶ必要も、電話線の端子や無線LANのホットスポットを探す手間も不要で、どこでも簡単に職場のメールをチェックできるので、外出中にBlackBerryでこまめにメールをチェックし、秘書に電話をかけている弁護士の姿をよく見ました。会社のメールシステムをそのまま持ち出せるような感覚なので、若者の個人ユースが中心の日本の携帯メールとは異なり、ビジネスユーザを中心に支持されているというも頷けます。

(電話会議)

あるとき、Mr. Carlsonのオフィスに呼んでいただき、クライアントを含めた訴訟準備のための電話会議があるから、そこで黙って聞いているようにと言われたことがありました。具体的な会社名はわかりませんが、電話会議サービスを行う会社があるようで、時間になると参加者が次々にサービス会社に電話をかけ、会議に参加していきます。オペレ

iii) NTP, Inc. v. Research in Motion, Ltd., 392 F.3d 1336 (Fed. Cir. 2004)

一々に名前を告げると、現在、誰がサービスに接続しているかが登録されて他のメンバーにも通知され、会議が始まるといった具合です。じっと聞いてみると、どうやらMr. Carlsonの他に、外部の技術コンサルタント、クライアント、クライアントの社内弁護士等が会議に参加しているようでした。

はじめは、電話会議なんて不便だろうし、非効率だと思ったのですが、参加者それぞれが自分のオフィスにいますので、必要な資料は皆手元にありますし、足りない情報があれば、その場でインターネットを使って検索し、互いにメールで送り合って情報共有することもできますので、案外便利なようです。こうして疑問点はその場で調べて解決しながら会議はどんどん進んでいき、開始からわずか一時間程度で、今後の訴訟戦略をまとめてしまったのには、驚かされました。

弁護士や、技術コンサルタントのチャージで、この電話会議1時間あたり、クライアントは2000ドル以上支払う必要があると聞けば、無駄な時間の使い方ができないのも当然と思いましたが、これだけのメンバーを一カ所に集めた場合の旅費や日当を考えれば、電話会議は安いものだという話もあり、訴訟というものは本当にお金のかかるものだとつくづく感じました。

(ライセンス交渉)

クライアントの了承を得て、実際のライセンス交渉の場に立ち合わせていただいたこともありました。クライアントの特許権を相手方が侵害しているというケースで、訴訟提起直前までいったのですが、相手方が態度を軟化させてライセンスの受け入れを申し入れてきたため、事前に電話及びメールベースで何度か交渉を行い、いよいよ最後の詰めの交渉を双方が集まって行うという段階に来ていた事案でした。

このライセンス交渉で、最も心に残ったのは、実は交渉においては、相手方以上に、クライアントを説得するのが大変であるということでした。

交渉の前夜、クライアント側との打ち合わせがあったのですが、この事案では、クライアント側の発明者の態度が非常に強硬で、「泥棒（侵害者）に対

して、何故これ以上妥協する必要があるのか！」としきりに息巻いており、打ち合わせは、結局深夜にまで及びました。不思議だったのは、いつもは雄弁なMr. Carlsonが、若干のアドバイスはするものの、最初から最後まで、ひたすら聞き役に回っていたことでした。打ち合わせの結果、発明者を説得できたようには到底思えなかったので、私はこの時点で、この交渉はまとまらないなと思っていました。

翌日の交渉は、朝9時から始まりました。予想していたことではありましたが、相手方は、新たな譲歩を引き出そうと、様々な条件を持ち出してきました。このため、ときどきメインの会議室からお互い別室に別れて対応を検討することになるのですが、ふと、前日あんなにうさかった発明者が、（この別室ではいろいろと文句を言うものの）相手方との交渉時にはほとんど何も言わないことに気付きました。その分、今日は、Mr. Carlsonが議論をリードし、相手方に巧みに脅しをかけつつ、受け入れられるところは受け入れて交渉を進めています。前日、発明者に全ての不満をぶちまけさせ、ひたすら聞き役に徹した効果がここに出ていたのです。いきりたつクライアントの話をもっと聞くことで、クライアントの考えがわかるだけでなく、信頼感の醸成もなされたのだと思いました。

結局、交渉はランチもとらずに午後4時過ぎまでかかる長丁場となったものの、私の予想を裏切って無事まとまりました。その日のうちに交渉がまとまったその他の要因としては、両当事者とも、社長、副社長クラスの決定権を有する者が交渉に望んでおり、その場で最終的な意思決定が可能であったことがあると思います。このあたりのスピード感はまさにアメリカン・ビジネスの真骨頂といった感じでした。

また、交渉の過程で加えられた修正は、その場で弁護士により契約内容に反映され、その日のうちに契約書も完成してしまったことは驚きました。契約書の文言については、慎重に持ち帰って検討するものと思っていた私にはちょっと衝撃的でした。

他にも、話す相手のキャラクターによって、戦

術を使い分けている点、細かい点にこだわり過ぎてスタックしないようにして、こちら側の意思統一を迅速にし、相手側にプレッシャーを与える戦術など、いろいろと学ぶことの多い貴重な体験になりました。

(特許取得業務)

見学して面白かったところということで、電話会議やライセンス交渉の話が先に来てしまいましたが、知財専門のローファームにおける仕事の中心は、やはりプロセキューション(特許取得業務)です。明細書を書くところを隣で一日中じっと見ているわけにもいかないので、いくつかサンプルを見せてもらい説明を受けました。

一番印象に残ったのは、通常の出願書類ではなく再審査請求の件でした。これは、他のローファームでは再審査請求の経験がないということでSeed IPで孫請けした案件でした。当初仕事を引き受けたローファームが一応作成してみた再審査請求書類と、Seed IPで作成したものを両方見せていただいたのですが、その差は私にも歴然とわかるものでした。他のローファームで作成したものは、技術的・論理的な整理が不十分だけでなく、不利な形で言質をとられそうな記載がいくつも含まれており、ローファームに見学・研修に行くのであれば、きちんとしたノウハウと実績を持ったところに行かないと全く勉強にならないと感じました。

Seed IPにおける、案件や文書の管理についても説明を受けました。それによると、Seed IPでは、全ての案件について書誌事項や手続きの締め切り日等の情報が電子的に一元管理されているだけでなく、文書管理システムの導入により、ユーザは勝手にローカルに文書を保存することを禁止され、全ての文書は、顧客番号や案件番号、文書の種類、作成者、更新者、バージョン番号等によって、物理的保存位置とは無関係に一括管理され、後から簡単に検索できるようになっています。そして、これらの情報は、全てインターネット経由でシステムにログインすることにより、自宅からもアクセスすることができ、自宅でも自由に作業ができるようになってい

るとのことでした。

新規の顧客の最初の発明者インタビューに同席させていただいたこともありましたが、技術分野が全く違ったので技術的な中身は今ひとつ理解できなかったのですが、Mr. Carlsonは、発明者の話を聞きながら、今まで自分がその技術分野で経験してきたことなどを適宜話すことにより、自分が必要な技術的バックグラウンドを有することを示し、顧客の信頼確保に努めているようでした。また、新規の顧客でしたので、特許制度や、今後の手続き、料金の説明等についても丁寧に説明していました。

(日本の情報の発信)

いつも、お邪魔してお世話になるばかりで恐縮していたところ、たまたま日本人が来ていると聞きつけた別の弁護士が、日本の文献を拒絶理由で引用されて困っているので助けて欲しいと言ってきたことがありました。内容を簡単に説明してあげたついでに、日本のIPDLで日本の特許公報の自動翻訳が可能なることを教えてあげたところ、大変喜ばれました。どこまで使えるものが私にはわかりませんが、日本のIPDLの自動翻訳のレベルは結構高いようで、難しい長文が多いのに結構わかるように訳せていると言って、かなり驚いていました。

これは、日本の情報の海外への発信の取り組みが上手くいっている例ですが、日本の法律や判例についての英語での情報発信は、まだまだ不十分です。留学中、日米の制度比較で論文を書こうと思う度に、日本の法律も判例も、英語に翻訳されている情報があまりにも少ないと常々不満を感じていました。知的財産推進計画2005にも「知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する」という項目がありますし、法令外国語訳・実施推進検討会議でも、法令の外国語訳を進めるための作業計画を作成しているようです。また、私も留学中に少し協力させていただいたのですが、最高裁と早稲田大学、ワシントン大学の協同で、日本の知財関連判例を英訳するプロジェクトも行われています。日本の情報を海外に発信していく上で、そのような活動が本当に重要であると痛感した次第です。

5. Break-o (おわりに)

書きたいことは、まだまだありますが、既に脱線しすぎた感がありますので、そろそろ私の無駄話は終わりにしたいと思います。私がアメリカで「体験」してきたことが少しでも、伝われば幸いです。

本文中には書きませんでした。今回の留学では、家族ぐるみでつきあえるアメリカ人の友人ができたことも大きな収穫だったと思います。彼は、同じアパートに住むIP LL.M.のクラスメートなのですが、大変な武術マニアで、息子さんも巻きこんで一緒に剣道の稽古をしたりもしました。彼は、変な日本語ばかり覚えてしまい、Break-o! Break-o! (無礼講! 無礼講!) と叫びながら、よく夜中まで一緒に酒を飲みました。留学中に知り合うことのできた大勢の方々も、今回の留学で得られた大切な財産だと思います。

最後になってしまいましたが、私の留学中、不便な思いをしながらも、私を支えてくれた家内と子供たち、多くの先生方と友人たち、そして、このような貴重な留学の機会を与えていただいたことに深く感謝いたします。



Break-oの大好きな友人と

profile

野仲 松男 (のなか まつお)

平成4年4月 特許庁入庁

審査第五部(現特許審査第四部)情報処理/記憶管理、WIPO情報技術部、総務課工業所有権制度改正審議室、ワシントン大学ロースクール留学(IP LL.M.終了)を経て2005年7月より現職

